

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金取扱要領 様式一覧

様式1	受給資格認定申請書・収入状況届出書
様式2	受給資格認定申請者一覧
様式3	収入状況届出者一覧
様式4(1)	個人対象要件証明書（個別）
様式4(2)	個人対象要件証明書（一覧）
様式5	受給資格認定通知書
様式6	受給資格不認定通知書
様式7	受給資格消滅通知書（退学）
様式8	受給資格消滅通知書（所得制限）
様式9	受給資格消滅通知書（停学処分等）
様式10	受給資格消滅者一覧
様式11	支払差止通知書（届出未提出）
様式12	支払差止通知書（停学処分）
様式13	支給停止申出書
様式14	支給停止申出者一覧
様式15	支給停止通知書
様式16	支給停止者一覧
様式17	支給再開申出書
様式18	支給再開申出者一覧
様式19	支給再開通知書
様式20	支給再開者一覧
様式21	支給実績証明書発行申請書
様式22	支給実績証明書
様式23	授業料額変更届出
様式24	支給決定（支給予定）通知書
様式25	変更支給決定（支給予定）通知書

年 月 日

大阪府教育長 様

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金

受給資格認定申請書（初回時）（次の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

- 大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金(以下「専攻科支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
- 専攻科支援金の受給資格の認定を申請しません。（申請しない場合も提出してください。）

【申請しない場合の理由】 所得基準（道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額85,500円未満）超過のため

※申請しない場合は、

その他

収入状況届出書（2回目以降）

- 既に受給資格認定を受けているため、専攻科支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、専攻科支援金の支給をさせた場合は、大阪府の求めに従いその全額を即時返還することを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日	年 月 日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村
保護者等の電話番号	
生徒が在学する学校の名称	

【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、専攻科支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等専攻科を修了した者
- ・高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限）を超えた者（ただし、専攻科支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等専攻科の在学期間	学校名	年 月 日 ~	学校の種類・課程・学科
	立 (修業年限： 年)	(うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	
②過去に別の高等学校等専攻科に在学していた期間	学校名	年 月 日 ~	学校の種類・課程・学科
	立 (修業年限： 年)	(うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 専攻科支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/>	7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--------------------------	-----------------------	--------------------------	-------------------------

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。	
①	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分
	親権者1名分 (ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長, 児童福祉施設の長である場合は, ④から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
②	<input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり, 道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	<input type="checkbox"/> イ ・離婚, 死別等により親権者が1人の場合, ・親権者が存在するものの, 家庭の事情によりやむを得ず, 親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人□名分 親権者が存在せず, 未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は, 全員分。ただし, 未成年後見人が, 法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は, その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合, ・成人に達しているが, 主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり, ・成人に達している場合, ・未成年であるが, 道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
(2) - 2 次の理由により, 課税証明書等を添付しません。	
⑥	<input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人(親権者, 未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが, 未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別, 養子縁組等による保護者等の変更があった場合には, 支給額が変更となることがありますので, 必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上, □にレ印を付けてください。)

- 専攻科支援金を授業料に充てるとともに, 専攻科支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。
- この申請のために提出した個人情報, 奨学のための給付金事業に活用する場合がありますことを了承します。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う全ての意志ある生徒が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期及び修業年限について記入してください
- ロ 過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間及び修業年限について記入してください。
- ハ これまでに専攻科支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等専攻科」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校に置かれる専攻科をいいます。
- ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために専攻科支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって専攻科支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③令和2年4月1日より前に高等学校等専攻科を休学していた期間をいいます。
- ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校専攻科（全日制）」、「②高等学校専攻科（定時制）」、「③高等学校専攻科（通信制）」、「④中等教育学校専攻科（後期課程）」、「⑤特別支援学校専攻科（高等部）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。
- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2)④から⑥までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類(生徒の健康保険証等の写し等)を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

イ 4月に入学した新生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、道府県民税所得割の額及び市町村民税の所得割の額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、専攻科支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、専攻科支援金の受給資格はありません。また、高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月(特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限)を超えた場合も受給資格はありません。(ただし、支給停止期間等は含めません。)

ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ホ 偽りその他不正の手段により専攻科支援金の支給をさせた場合は、大阪府の求めに従いその全額を即時返還していただきます。

ヘ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県(文部科学省)が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合には専攻科支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト 正当な理由がなく都道府県(文部科学省)が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、専攻科支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

チ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、補助の対象となりません。保護者等の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限って、対象となります。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式2

受給資格認定申請者一覧

国公私		学校種・課程等	
学校名			支給開始年月

通し 番号	生徒氏名	生年月日	支給限度期間 (月数)	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得制限・世 帯の区分	支給額 (月額)	所得確認期間	備 考
計	名						円		

(注)

- 1 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
- 2 「支給限度期間(月数)」の欄は、24月からこれまでの在学期間を除いた期間を月数で記入すること。
- 3 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
- 4 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。)を記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
(例：授業料減免額(年額)が31,000円の場合、授業料減免額(月額)は2,583円となる。)
- 5 「所得制限・世帯の区分」の欄は、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「非課税世帯」、「準ずる世帯」の別を記入すること。
- 6 「所得確認期間」の欄は、「** (西暦下2ケタ) ** (支給開始月) - ** (西暦下2ケタ) ** (支給終了月)」とすること。

様式 3

収入状況届出者一覧

国公私		学校種・課程等	
学校名			支給開始年月

認定番号	生徒氏名	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得制限・世帯の区分	支給額 (月額)	所得確認期間	備考
計	名				円		

(注)

- 1 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
- 2 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
- 3 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。)を記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
(例: 授業料減免額(年額)が31,000円の場合、授業料減免額(月額)は2,583円となる。)
- 4 「所得制限・世帯の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒(受給資格者に限る)については「差止」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「非課税世帯」、「準ずる世帯」の別を記入すること。
- 5 「所得確認期間」の欄は、「** (西暦下2ケタ) ** (支給開始月) - ** (西暦下2ケタ) ** (支給終了月)」とすること。

様式4 (1)

個人対象要件証明書

下記の者は、 年 月 日現在、以下のとおりであることを証明します。

氏 名	(ふりがな)			
	姓		名	
学校名・学科等名			学 年	

(該当する方に✓をすること)

- 以下のア～ウのいずれかに該当します。(ア～ウのうち該当するものに○を付すこと)
- 以下のア～ウのいずれにも該当しません。

- ア 退学、停学（三か月以上）の処分を受けた者
- イ 前年度における習得単位数が当校の定める当該年度の標準習得単位数の5割以下の者
- ウ 前年度における出席率が5割以下の者

※ア～ウのいずれかに該当する者で、災害、疾病その他のやむを得ない事由がある場合は、以下に具体的な状況を記載すること。

年 月 日

学校長

印

個人対象要件証明書

学校名	
-----	--

下記の者は、 年 月 日現在、以下のア～ウのいずれにも該当していないことを証明します。

- ア 退学、停学（三か月以上）の処分を受けた者
- イ 前年度における習得単位数が当校の定める当該年度の標準習得単位数の5割以下の者
- ウ 前年度における出席率が5割以下の者

通し 番号	学 年	課程 学科等名	氏 名	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※ア～ウのいずれかに該当する者で、災害、疾病その他のやむを得ない事由がある場合は、以下に記載すること。

通し 番号	該当 要件 (ア～ウ)	学 年	課程 学科等名	氏 名	やむを得ない事由
1					
2					
3					
4					
5					

年 月 日

学校長

印

様

大阪府教育長

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の受給資格認定について

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の受給資格について、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 支給対象者
- 3 在籍高等学校等専攻科
- 4 学校種・課程等の別
- 5 高等学校等専攻科の設置者（代理受領者）
- 6 高等学校等専攻科授業料支援金支給者
- 7 認定年月

あなたに支給される大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金は、上記の学校設置者が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

ただし、上記内容は、各月の初日に上記の高等学校等に在籍している場合に限り支給します。

【留意事項】

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の受給資格認定通知を、複数受け取った場合（他の都道府県から受け取った場合を含む）には、支給手続きを再確認する必要がありますので、以下の担当まで連絡してください。

大阪府教育庁私学課 高等学校等専攻科授業料支援金担当
電話 06-6941-0351（代表）

様

大阪府教育長

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の受給資格認定について

あなたからの申請については、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

(理由)

所得要件を満たさないため。

※課税情報の更新等により、所得要件を満たすこととなる場合には、専攻科支援金の受給が可能となります(課税情報の更新は、毎年6月～7月頃行われます)。受給するには、再度、受給資格認定の申請が必要です。

様

大阪府教育長

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の受給資格の消滅について

あなたは、大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の受給資格が消滅したため、下記のとおり通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 支給対象者
- 3 在籍高等学校等専攻科の名称
- 4 学校種・課程等の別
- 5 高等学校等専攻科の設置者（代理受領者）
- 6 高等学校等専攻科授業料支援金支給者
- 7 受給資格消滅理由
- 8 在学期間
- 9 支給停止期間
- 10 残支給月数

様

大阪府教育長

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の受給資格の消滅について

所得制限に係る要件に該当することとなったため、 年 月～ 年 月分の大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金については、支給しないこととしましたので通知します。

なお、 年 7 月分以降の大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金について、所得制限に係る要件に該当しなくなった場合は、再度支給されることとなりますので、年 7 月時における受給資格認定に係る申請は、必ず行うようにしてください。

記

- 1 認定番号
- 2 支給対象者
- 3 在籍高等学校等専攻科の名称
- 4 学校種・課程等の別
- 5 高等学校等専攻科の設置者（代理受領者）
- 6 高等学校等専攻科授業料支援金支給者

様

大阪府教育長

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の受給資格の消滅について

あなたは、大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の受給資格消滅要件に該当することとなったため、下記のとおり通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 支給対象者
- 3 在籍高等学校等専攻科の名称
- 4 学校種・課程等の別
- 5 高等学校等専攻科の設置者（代理受領者）
- 6 高等学校等専攻科授業料支援金支給者
- 7 受給資格消滅理由
- 8 受給資格消滅月

様式 10

受給資格消滅者一覧

国公私		学校種・課程等	
学校名			受給資格 消滅年月

通し番号	認定番号	生徒氏名	消滅理由	入学年月	備考
1					
2					
計					

(注)

- 1 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を全角1文字分スペースを空けること。
- 2 「消滅理由」の欄は、転学・退学（自己都合）・退学（処分）・修了を記入すること。
- 3 「入学年月」の欄は、当該高等学校等における専攻科支援金の支給に係る在学期間が開始した月を記入すること。

様

大阪府教育長

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の支払の一時差止めについて

保護者等の収入の状況に関する事項について届出がなされなかったことにより、あなたに対する大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の支払を一時差止めすることとしましたので、通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 支給対象者
- 3 在籍高等学校等専攻科の名称
- 4 学校種・課程等の別
- 5 高等学校等専攻科の設置者（代理受領者）
- 6 支払が差し止められる専攻科支援金の支給月 ～

様

大阪府教育長

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の支払の一時差止めについて

停学処分を受けたことにより、あなたに対する大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の支払を一時差し止めることとしましたので、通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 支給対象者
- 3 在籍高等学校等専攻科の名称
- 4 学校種・課程等の別
- 5 高等学校等専攻科の設置者（代理受領者）
- 6 支払が差し止められる専攻科支援金の支給月 ～

様

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の支給停止申出書

休学のため、大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の支給を一時停止することを申し出ます。

(注) 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな					
	氏名	姓			名	
	住所	都道府県		市区町村		
学校 (※)	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立				
		学校の種類・課程・学科：				
	学校の所在地	都道府県		市区町村		
	学校設置者の名称					
	休学開始日	年		月	日	

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日 年 月 日

様式 1 4

支給停止申出者一覧

国公私		学校種・課程等	
学校名			支給停止 年月

通し番号	認定番号	生徒氏名	備 考
1			
計		名	

(注)

- 1 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を全角1文字分スペースを空けること。

文 書 番 号
年 月 日

様

大阪府教育長

大阪府私立高等学校等専攻科修学支援金の支給の停止について

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の支給を一時停止しましたので、下記のとおり通
なお、支給を停止する理由がやんだ場合には学校設置者を通じて、再度申し出てください。

記

- 1 認定番号
- 2 支給対象者
- 3 在籍高等学校等専攻科の名称
- 4 学校種・課程等の別
- 5 高等学校等専攻科の設置者（代理受領者）
- 6 支給期間
- 7 支給停止期日

～

大阪府教育庁私学課 高等学校等専攻科授業料支援金担当
電話 06-6941-0351（代表）

様式 16

支給停止者一覧

国公私		学校種・課程等	
学校名			支給停止 年月

通し番号	認定番号	生徒氏名	備 考
1			
計		名	

様

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の支給再開申出書

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の支給を再開することを申し出ます。

(注) 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな					
	氏名	姓			名	
	住所	都道府県		市区町村		
学校 (※)	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立				
		学校の種類・課程・学科：				
	学校の所在地	都道府県		市区町村		
	学校設置者の名称					
	復学日	年		月		日

専攻科支援金の支給の再開に当たっては、支給再開月の保護者等の収入の状況について、別添「『保護者等の収入の状況に関する事項』に係る届出書」(様式第1号)を併せて提出してください。ただし、既に支給再開月における保護者等の収入の状況を把握できる課税証明書等が提出されている場合は、当該届出書等の提出は不要です。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日 年 月 日

支給再開申出者一覧

国公私		学校種・課程等					
学校名				支給再開 年月			
認定番号	生徒氏名	授業料額 (月額)	授業料減免額 (月額)	所得制限・世帯の区分	支給額 (月額)	所得確認期間	備考
計	名				円		

(注)

- 1 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。
- 2 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
- 3 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額をいう。)を記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
(例：授業料減免額(年額)が31,000円の場合、授業料減免額(月額)は2,583円となる。)
- 4 「所得制限・世帯の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒(受給資格者に限る)については「差止」を、所得制限基準に該当する生徒については「所得制限」を、その他の生徒については「非課税世帯」, 「準ずる世帯」の別を記入すること。
- 5 「所得確認期間」の欄は、「** (西暦下2ケタ) ** (支給再開月) - ** (西暦下2ケタ) ** (支給終了月)」とすること。

様

大阪府教育長

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の支給の再開について

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の支給を再開しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 支給対象者
- 3 在籍高等学校等専攻科の名称
- 4 学校種・課程等の別
- 5 高等学校等専攻科の設置者（代理受領者）
- 6 支給期間
- 7 支給停止期日
- 8 支給再開期日

～

様式 20

支給再開者一覧

国公私		学校種・課程等	
学校名			支給開始年月

認定番号	生徒氏名	所得制限・世帯の区分	支給額 (月額)	所得確認期間	備 考
計	名		円		

様式 2 1

年 月 日

大阪府教育長 様

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の支給実績証明書発行申請書

大阪府私立高等学校専攻科授業料支援金の支給実績証明書の発行を申請します。

申出者の氏名	(ふりがな)	
	姓	名
生年月日	昭和 平成	年 月 日
現住所	(ふりがな)	
	都道 府県	市区 町村
高等学校等専攻科 の設置者の名称		
高等学校等専攻科 の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立	
	学校の種類・課程・学科：	
高等学校等専攻科 の所在地	都道 府県	市区 町村
高等学校等専攻科 における認定番号		

以上、上記の記載事項について、相違ないことを誓約します。

申請者署名

様式 2 2

文 書 番 号
年 月

様

大阪府教育長

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金の支給実績証明書

下記のとおり、大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金を支給したことを証明します。

認定番号				
氏 名	(ふりがな)			
	姓		名	
生年月日	昭和 平成	年	月	日
在学期間		年	月	～ 年 月
支給停止期間		年	月	～ 年 月
残支給月数				
履修単位数				
残支給単位数				
高等学校等専攻科の 設置者の名称				
高等学校等専攻科 の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立			
	学校の種類・課程・学科：			

文 書 番 号
年 月 日

様

大阪府教育長

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金支給決定（支給予定）通知書
（ 年 月 ～ 年 月分）

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金については、大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

なお、あなたに支給される大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金は、下記の学校設置者が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

記

1 支給決定額 _____ 0 円

2 支給決定額内訳

（単位：円）

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

3 学校の設置者 _____
（代理受領者）

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。
この場合において、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等専攻科に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。
- ※ 非課税世帯の方の場合は、高等学校等専攻科授業料支援金に加え、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、保護者等がお住まいの都道府県にお問い合わせください（生徒が通う学校のある都道府県ではなく、保護者等の住所がある都道府県から支給されます。）。

文 書 番 号
年 月 日

様

大阪府教育長

大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金変更支給決定（支給予定）通知書
（ 年 月 ～ 年 月分）

令和 年 月 日付け 第 号で支給決定した大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金については、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

なお、あなたに支給される大阪府私立高等学校等専攻科授業料支援金は、下記の学校設置者が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

記

1 既支給決定額 _____ 円

2 変更支給決定額 _____ 円

3 変更支給決定額内訳

(単位：円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

4 学校の設置者 _____
(代理受領者)

【注意事項】

※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。
この場合において、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等専攻科に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。